

平成27年度 第4回 理事会議事録

日時：平成27年9月12日（土）

13:30～17:00

場所：鹿児島県看護協会 1F会議室

I 議事に加わることのできる理事

17名

II 出席理事及び定足数の確認

出席者 16名

会 長 平川涼子

副 会 長 内司啓子、田畑千穂子

専 務 理 事 原田ケイ子

常 任 理 事 原田ゆう子

職 能 理 事 西原洋子、吉留厚子、富吉奈美子

地 区 理 事 長田いつよ、中間早苗、長井砂都美、木山淳子、丸目まり子、
前野かつ子、若松千鶴美

准看護師理事 中島久美子

欠席者 1名 岩下邦子 （議決権の無い代理出席 松原幸江）

定款第40条に基づき定足数9名を満たしていることを確認した。

III 出席監事

出席者 財部マチ子、古川康郎

IV 会長挨拶

V 協議事項

1 基本方針

1) 看護師の特定行為に係る研修制度 について

- ・特定行為研修機関に係る鹿児島大学への要望書提出後の対応について

会長が資料（特定行為指定研修機関設置に係る要望書）に基づき説明。昨年6月、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、保健助産師看護師法の一部改正され、平成27年10月から特定行為に係る研修制度が施行される。本制度は、医師の包括的な指示のもとで、看護師が自律して看護実践（診療行為）が出来る制度であり、施設や在宅等で医師不在の状況にあっても、患者の病状が予め定められた範囲であるかを確認し、医師の判断を待たずに特定行為（21区分38行為）を実施出来る仕組みである。特定行為を実施できる看護師として、本県の各医療分野で活躍している認定看護師（186人）を活用することが効果的と考えられるので、認定看護師が活躍している分野の特定行為研修が受講可能となるように、次のとおり鹿児島大学学長（大学病院保健学科長）宛の要望書を平成27年8月17日に提出したところである。同様に下記のとおり、鹿児島県医師会に対してもこの事業に対する「支援のお願い」を文書にて提出することについて、出席理事全員の賛成で承認された。

鹿児島大学宛要望事項

1. 鹿児島大学医学部保健学科に特定行為指定医療機関の設置
2. 特定行為研修の領域として鹿児島県内の認定看護師を活用できる領域の研修カリキュラムの構築
3. 鹿児島大学医学部保健学科に特定行為指定医療研修機関の設置
4. 特定行為研修領域として鹿児島県内の認定看護師を活用できる領域の研修カリキュラムの構築

県医師会長宛要望事項

1. 医療勤務環境改善支援センターの設置
2. 特定行為に係る看護師の研修制度の推進
 - ・研修制度について、関係機関及び県民への周知
 - ・鹿児島大学への特定行為研修機関及び実習施設の設置等

2 事業推進に関する事項

1) 鹿児島県ナースセンター事業運営委員会の設置について

専務が資料（鹿児島県ナースセンター事業運営委員会設置要綱（案）及び委員名簿（案））に基づき説明。看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき県の指定により設置されている鹿児島県ナースセンターの円滑かつ効果的な運営を図るために、これまで県が設置していた鹿児島県ナースセンター事業運営委員会が廃止されることに伴い、新たに同委員会（外部委員5名、内部委員2名）を本会に設置することについて、出席理事全員の賛成で承認された。

2) 教育事業におけるポイント制導入について

常任理事が資料（鹿児島県看護協会研修ポイント制度実施要領（案））に基づき説明。研修ポイント制の導入については、先の本会通常総会の会員からの意見を踏まえ、既に実績のある大分県看護協会の運営状況も参考にしながら教育委員会及び業務執行理事会でも検討を積み重ね本会独自のものとして作り上げてきたものである。審議を続ける中で次のような質疑応答があった。「ポイント設定の基準はどのような考え方に拠るか。」に対し、受講料の有無・多寡や研修日数等も総合的に勘案しながら、大分県看護協会の状況も参考にしている。「開始日は27年11月となっているが、遑れないか。」に対し、遑っての領収書発行は困難であり実務的に難しい。11月1日から実施する予定であるが、今後とも出てきた意見は十分尊重しながら、進めていくとの説明があり、出席理事全員の賛成で承認された。

3) 平成28年度医療介護総合確保基金事業について

専務理事が資料（平成28年度基金事業原案）に基づき説明。平成28年度基金事業「医療従事者の確保・養成に係る事業」へに実施する事業として看護職員（看護師長）の病棟マネジメント能力向上研修～WLB推進施設での学び～（案）及び在宅のみとり研修とし、事業内容については今後さらに検討を加える。また、ほかに適当な研修がないか提案をお願いしたが理事会の中では提案が無かった。今後、ほかに適当な事業が見つければ検討することとし、出席理事全員の賛成で承認された。

3 管理的事項

1) 訪問看護相談支援事業のホームページのリニューアルについて

専務理事が資料（訪問看護相談支援事業のホームページのリニューアルについて）に基づき説明。当該ホームページは、毎日20件程度の利用実績となっているが、iPad等の最新機器に対応していないなどの問題のほか、会員からの改善要望も取り入れ、改造経費18万円、維持経費1.8万円/年でリニューアルすることについて、出席理事全員の賛成で承認された。

2) 看護協会の広告について

専務理事が資料（「看護師等が病院等を離職した場合ナースセンターへの届出が必要となります。」（原案）南日本新聞に掲載予定のグラ刷り）に基づき説明。掲載回数を4回、掲載料総額30万円コースを採用したいとの説明に対し、[ナースセンター]で検索すると有料の職業紹介欄が先頭に表示される。QRコードを設定していただければ、検索即当該ナースセンターにヒットするので、検索が楽になり大変助かる等の要望等が出されたことを踏まえて今後さらに広告内容を調整することを約束し、出席理事全員の賛成で承認された。

3) 公益社団法人鹿児島県看護協会慶弔見舞に関する規定の改正について

事務局長が専務理事に代わり資料（鹿児島県看護協会慶弔見舞に関する規定新旧対照表等）に基づき説明。同規定第2条第3項文中「前項各号によりがたい特別な場合」の次に「並びに過去の具体的な支出事例に照らし判断する必要がある場合は」を追加する改正（案）について出席理事全員の賛成で原案通り議決された。

4) 平成28年度改選役員・推薦委員並び平成29年度代議員及び予備代議員の公募について

専務理事が資料（平成28年度鹿児島県看護協会役員及び推薦委員並びに平成29年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の公募について）に基づき説明。公募数を本会役員改選数9人、推薦委員7人、並びに日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員それぞれ7人について、届出期間、届出先等を含め原案通り出席理事全員の賛成で承認された。

5) 災害時の対応について

専務理事が資料（地区で災害等が発生したときの緊急連絡網（フロー図））に基づき説明。地区で自然災害等が発生したときは、協会本部としてその状況を速やかに把握し、災害支援ナースの派遣などの検討が必要となることから、地区長に始まり会長を最終到達点とした災害時緊急報告フロー図の提示に対し、地区委員から次のような意見等が出され、フロー図のとおり実行するには課題が残ったことから今後さらに分析し検討することとなった。

災害の状況がどの程度をもって報告すべきか。どのように報告すべきか。被災現場は自分たちの病院の対応に追われ混乱の中で連絡するのは極めて難しい。面積の広い地区では地区全体の被災状況を把握できない。などの意見が出された。

6) 寄付金について

会長が資料（医師・看護師・助産師不足対策基金はやぶさプラン設置要綱並びに鹿大「進取の精神」支援基金案内書）に基づき説明。基金名：医師・看護師・助産師不足対策基金はやぶさプラン、設置者：鹿児島県医師会、設置目的：県内地域医療を担う医師及び看護師（助産師含む。）の確保、定着、偏在解消を目的とする。からの寄付要望に対し協議の結果、寄付額200,000円とすることに決定した。

また、基金名：鹿児島大学「進取の精神」支援基金、設置者：鹿児島大学、設置目的：進取の精神を持ち、困難な課題に果敢に挑戦する人材を育成する。からの寄付要望に対し協議の結果、寄付額50,000円とすることに決定した。

4 会員支援

1) 研修受講者（会員）に対する駐車料金の補助について

事務局長が専務理事に代わり資料（研修受講会員に対する駐車料金の補助について）に基づき説明。研修受講会員に対する駐車場料金の一部補助について、鴨池NT駐車場（鹿児島県住宅供給公社管理）を対象駐車場として調査したところ、駐車場使用の都度、事前に県住宅公社宛「駐車場使用申請書（駐車予定日、駐車予定台数等記載）」を提出し許可を得る必要があること、並びに研修会館に駐車券（使用料後払い証明付）の交付窓口を設置し職員が待機して当該駐車場使用者に交付しなければならないこと、また、全額後払い（一部負担の方法は採用できない）は、事務量増に加え本会の負担額も大きなものになるほか公共交通機関を利用する研修生との公平性も考慮し、今回は見送ることとなった。

VI 報告事項

1 基本方針

1) 県知事への要望書について

・平成28年度事業・予算要望について

- 2) 地域医療構想に関する看護協会の取組みの方向性について
- 3) 多職種を交えての「まちの保健室」の開催について

2 事業推進に関する事項

- 1) 看護職員就業相談事業について
- 2) 看護職員県内就業促進事業について
- 3) 平成27年度看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップについて
- 4) 准看護師制度について
- 5) 地区新人合同研修会の受講料について
- 6) 平成27年度日本看護協会関連事業の状況について
- 7) 戴帽式への出席について
- 8) その他

3 管理的事項

- 1) 議事録（理事会・運営委員会）
- 2) 桜島大規模噴火及び津波への対応について
- 3) 職員へのハラスメント研修の実施について
- 4) 平成28年度通常総会時等の講師について

4 その他


- 1) 日本看護協会理事会報告(口頭報告)
- 2) 職能委員会報告(口頭報告)
- 3) 地区報告(口頭報告)
- 4) 委員会報告(書面報告)


- 5) 地区理事会報告(口頭報告)
- 6) 他団体会議報告(書面報告)
- 7) 出張報告(県外)(書面報告)

以上をもって議案の審議等を終了したので17時00分、議長は閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した会長及び監事が署名押印する。

平成27年9月12日

会長 辛川涼子 

監事 財部マチ子 

監事 古川康郎 